

募集

放送大学4月生募集

放送大学では平成27年度第1学期（4月入学）の学生を募集中です。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

○15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。

○18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、入学試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して、124単位を修得し卒業すると、学士（教養）の学位を取得できます。

○一つの分野を体系的に学びたい方には「放送大学エキスパート」を実施しています。

▼出題期間

3月20日（金）まで

※資料を無料で差し上げています。

▼申し込み・問い合わせ先

放送大学福島学習センター

☎024・921・7471

※放送大学ホームページでも受け付けております。

会津坂下町社会福祉協議会職員募集

会津坂下町社会福祉協議会では、正職員を募集します。

▼職種及び募集人員

福祉活動専門員（1名）

▼採用予定年月日

平成27年4月1日（水）

▼応募資格

社会福祉士もしくは社会福祉士任用資格を有する方、もしくは同資格を平成27年3月31日までに取得見込みの方。

昭和45年以降に生まれた方

▼雇用条件

①勤務日

土・日・祝日及び年末年始を除いた日

②勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

③その他、当協議会就業規定によります。

④給与・諸手当

当協議会給与規定によります。

⑤職歴加算制度有り。

⑥社会保険・雇用保険・全国社会福祉団体職員退職金制度

加入

▼申込方法

①提出書類

履歴書 1通

②提出先

会津坂下町社会福祉協議会（保健福祉センター内）

③申込締切

平成27年1月20日（火）午後5時まで

▼問い合わせ先

会津坂下町社会福祉協議会

☎83・1368

健康・子育て



児童扶養手当法の一部が改正されます

児童扶養手当は、児童を養育している母子（父子）家庭や、

父母の一方が一定の障がいのある家庭、又は父母にかわって児童を養育している人に支給される制度です。

▼変更点

これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給でき

ませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

改正により新たに手当を受け取れる場合

▼改正により新たに手当を受け取れる場合

・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合

・母子（父子）家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

次の方は申請が必要です

これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方

▼支給開始日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。

ただし、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から支給できます。

▼申請窓口・問い合わせ先

子ども課 子ども支援班（南分庁舎1階）

☎84・3712



会津中央レミコン株式会社

社員募集中



- 職種：試験業務
- 賃金：月給180,000～200,000円
- 就業時間：7：45～17：00
- 休日：日・祝祭日、盆休、正月
- 雇用期間：試用期間3ヵ月その後能力に応じ社員登用

- 必要な資格：普通自動車免許一種
- 加入保険等：健康・厚生
- 年齢：20～35歳
- 連絡先：83-2921

（町雇用推進協議会からの情報提供です）

暮らし

国民年金基金制度のご案内

国民年金基金は、自営業、農業などの国民年金の第一号被保険者の方々がゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乗せする公的な年金制度です。

- ・加入できるのは、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方です。60歳以上65歳未満の任意加入されている方も加入することができます。
- ・加入は任意で、いろいろな年金のタイプから現在の状況や将来設計にあわせて選ぶことができます。
- ・年金受給前や保証期間内にお亡くなりになった場合、ご家族に一時金が支払われます。(保証がないタイプの年金もご用意しています)
- ・掛金は全額社会保険料控除、受け取る年金は公的年金等控除の対象になり、税制面で優遇されます。

▼問い合わせ先

福島県国民年金基金

フリーダイヤル ロゴ ヨイックニ
0120・65・4192

福島市中町1番19号

中町ビル5F

http://www.fnpl.or.jp/

冬期間の水道について

▼水道メーター検針について
冬期間(1月～3月)は積雪のため、一部を除き水道メーターの検針を行いません。前3ヶ月の使用水量をもとに算定した推定の料金となります。なお、過不足については4月以降の料金で精算します。

▼水道の冬じたくについて
気温がマイナス4℃以下になると水道管の凍結事故が発生しやすくなります。給水装置の修理費用は自己負担になります。水道管の凍結に気をつけましょう。

▼閉栓手続きについて
住宅を長期間留守にする方は、上下水道班へ閉栓の手続きをしてください。

▼水道防寒のしかた
①凍結防止器(ヒーター)を取り付けている場合はスイッチを忘れず入れてください。
②保温材を巻きます。毛布、布等でも有効ですが、ぬれないように上からビニール等を巻いてください。蛇口は破裂しやすいので完全に包んでください。

③メーターボックスの中に発泡スチロール等を入れ、メーターボックスの上にダンボール等をのせて保温してください。

▼水道が凍って出ないとき

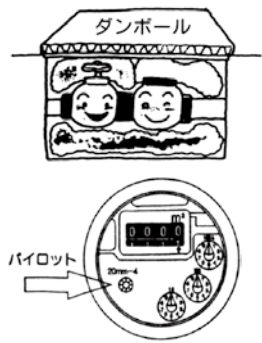
水道管にタオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を水道管に直接かけると破裂やヒビ割れることがありますので注意してください。

▼水道管が破裂したとき

破裂した部分に布かテープを巻きつけて応急手当をしてから、指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。なお、メーターボックス内のレバーや不凍栓がある場合は、栓を閉めてください。

▼冬期間の水道の漏水には十分注意してください

冬期間は凍結による水道管の破裂やヒビ割れなどで、漏水事故が大変多くなります。漏水を早期に見察するために、水道メーターを確認してください。家中の蛇口を全部閉めて水道メーターのパイロットが回る時は漏水の可能性があります。



▼問い合わせ先

建設課 上下水道班
☎84・1530

漏水修理は町指定給水装置工事業者にお願いします

これから寒さが一段と厳しい季節となります。除雪や凍結等により、ご家庭の水道設備が壊れた場合は、直接、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

▼問い合わせ先

建設課 上下水道班
☎84・1530

冬季間の水道修繕工事休日当番業者

12月	21(日)・23(火)・28(日)・29(月)・30(火)・31(水)	ナリタエンタープライズ ☎83-2009
1月	1(木)・2(金)・3(土)・4(日)・5(月)・6(火)・11(日)・12(月)・18(日)・25(日)	美登屋設備 ☎83-3401
2月	1(日)・8(日)・11(水)・15(日)・22(日)	坂下水道 ☎83-2607
3月	1(日)・8(日)・15(日)・21(土)・22(日)・29(日)	あいづリフォーム ☎83-2693

タクシー運転手募集中!

河沼タクシー有限公司



- ◎賃金：月給119,000円～200,000円(歩合給)
- ◎年齢：65歳以下
- ◎連絡先：83-2531



- ◎必要な資格：普通自動車第二種免許
- ◎加入保険等：雇用・労災・健康・厚生
- ◎就業時間：応相談
- ◎休日：月6～8日

(町雇用推進協議会からの情報提供です)

暮らし

確定申告には記帳した帳簿等が必要です

個人の白色申告及び住民税申告を行っている方で、農業や営業、不動産貸付等を行う全ての方は、平成26年1月から帳簿の記帳及び保存が必要となりました。

▼対象となる方

農業所得、事業所得、不動産所得、山林所得の対象となる業務を行う全ての方です。

▼記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引年月日、売上先、購入先など相手方の名称、内容、金額等を日々帳簿に記載します。

▼帳簿等の保存期間

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書など書類を保存する必要があります。

▼記帳用の帳簿等について

冊子「帳簿の記載の仕方」(農業所得用、事業所得用、不動産所得用)等を

① 税務管理班

② 各地区コミュニティセンター

③ JA会津みどり本店および各支店

④ 商工会

⑤ 会津若松税務署

で配布しています。

▼確定申告について

平成26年分の確定申告の際、帳簿等に記載していない方は受付できませんので、申告日までに帳簿等に記載してから会場へお越しください。

▼問い合わせ先

総務課 税務管理班
☎ 84・1502

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿 (法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿 (任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

自動車・軽自動車の登録手続きはお済みですか

自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録されている名義上の所有者に課税されます。(割賦購入の場合は使用者に課税)

例年「持っている車の納税通知書がきた」「納税通知書が来ない」など多くのトラブルが発生しています。納税通知書が間違いなく届くように、次のような場合は、3月31日までに移転・変更・まつ消登録の手続きをお願いします。

- ① 住所が変わった
 - ② 人に譲った
 - ③ 廃車した など
- ▼自動車税の問い合わせ先
会津地方振興局県税部
☎ 29・5261

▼軽自動車税の問い合わせ先
総務課 税務管理班
☎ 84・1502



農業委員選挙人名簿登録申請書の提出について

農業委員会では、毎年1月1日現在での農業委員選挙人名簿を作成しています。区長(坂下地区は農事組合長)を通じて対象世帯に登録申請書を配布しますので、左記の期日までに区長(坂下地区は農事組合長)に提出してください。個人に直接郵送された方は直接、農業委員会に提出してください。提出されない場合は、1年間選挙人名簿に登録されませんので、忘れずに提出をお願いします。

▼提出期限
平成27年1月5日(月)

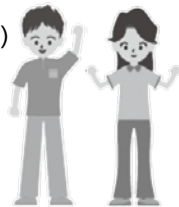
▼問い合わせ先
農業委員会
☎ 84・1534



平成27年度 採用職員(介護員・看護員)募集

特別養護 会津寿楽荘 老人ホーム

賃 金：130,000円～(経験・資格等考慮のうえ決定)
雇用期間：正規は定めなし、臨時は1年間(更新あり)
就業時間：事業所・職種により異なる **年齢不問**
※施設勤務の介護員は夜勤があります
免許資格：介護員(資格不問)※福祉資格優先
看護員(看護師、准看護師)



休 日：事業所・職種により異なる
加入保険等：雇用・労災・健康・厚生
連絡先：83-0185(担当 佐藤)
募集人数：介護員10名・看護員若干名
(町雇用促進協議会からの情報提供です)

注意

会津坂下警察署より

万引きは必ず見つかります!!

当署管内において、高齢者による万引きが増加傾向にあります。

万引きは必ず見つかり、後悔しても取り返しのつかないことになってしまいます。絶対に万引きをやつてはいけません。

▼万引きとは

営業時間中の商店、小売店（スーパーマーケット・コンビニエンスストア・書店など）から代金を支払わないで商品などを店外に持ち出す行為で、人の物を盗むという明らかな犯罪行為です。

▼万引きの罪は

【刑法第235条 窃盗罪】
他人の財物を窃取した者（他人の物を盗んだ者）は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

▼万引きは、なぜ見つかるの

人や防犯カメラなどが見てい

るからです。
人は、店員だけでなく、他のお客さんや私服警備員などが必ず万引きする様子を見ています。
また、うまく万引きをやり過ごせたとしても、防犯カメラに

は、その場面の映像が克明に記録されています。

▼万引きで捕まると

ある裁判所で実際に出された判決によると、
「1200円の缶コーヒー1本を万引きした結果、罰金20万円」という高い代償が課せられることもあるのです。

町内において、10月中旬に刑法犯の発生が11件ありました。

会津坂下町内街頭犯罪等発生状況（平成26年10月末現在）

区分	管内	会津坂下町	区分	管内	会津坂下町
強盗			自販機ねらい		
空き巣ねらい	8	2	車上ねらい	1	1
忍込み	10	3	ひったくり		
事務所荒し	1	1	部品ねらい	1	
出店荒し			強制わいせつ		
自動車盗	1	1	街頭犯罪合計	34	18
オートバイ盗			その他刑法犯等	71	54
自転車盗	12	10	全刑法犯	105	72

▼問い合わせ先

会津坂下警察署
☎ 83・3451



会津坂下消防署より

毎年、寒い時期になると多くの火災が発生しています。暖房器具の取り扱いには十分に注意しましょう。

＜火災を出さないための火の元の点検＞

- ①天ぶら鍋をかけたままの電話、また、アイロンの切り忘れに注意しましょう。
 - ②石油ストーブやファンヒーターを使うときは室内の換気を十分に行いましょう。
 - ③石油ストーブの上やコタツの中で洗濯物を乾かすのはやめましょう。
 - ④給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。また、灯油をこぼしたら十分に拭き取りましょう。
 - ⑤寝タバコやタバコのポイ捨てはやめましょう。
 - ⑥タコ足配線で一度に多くの電気器具を使用するのはやめましょう。
- 放火に注意しましょう!!**
家の周りに古新聞や段ボール等の燃えやすいものを置いておくと火をつけられる可能性があります。家の周りを整理し燃えやすいものは家の中にしまいましょう。またゴミを出す際は、決められた収集日に出すようにしましょう。

半年契約も受付中

広報紙自らの財源を生み出すため、「広報あいづばんげ」と「会津坂下町ホームページ」に『有料広告』を掲載しています。
只今、平成26年度半年分の掲載広告を募集しています。
半年通しての掲載には割り引きもありますので、ぜひこの機会にご検討ください。



会津坂下消防署
☎ 83・4100
FAX 83・0251

▼問い合わせ先

住宅用火災警報器を設置しよう!!
消防法が改正になり、平成23年6月1日から住宅用火災警報器を設置しなければなりません。安心・安全な暮らしのため早めに設置しましょう。

求人3名募集中!

曙工業株式会社

- ◇職種：土木建設業
- ◇賃金：月給350,000～400,000円
- ◇雇用期間：定めなし
- ◇加入保険等：雇用・労災・健康・厚生
- ◇年齢：不問
- ◇連絡先：83-1710

- ◇必要な資格：普通自動車運転免許
土木施工管理技士
- ◇就業時間：8:00～17:00
- ◇休日：土・日・祝日

(町雇用推進協議会からの情報提供です)



お知らせ版 information

注 意	○申込は原則、土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分
	○費用・料金等の記載のないものは無料
	○「申込」の記載があるものは事前に申込が必要

事業名	日時	開催場所 申込・問い合わせ先	備考
すこやかキッズ	12月18日(木) 午前10時～ 11時30分	場 健康管理センター 問 ☎ 83-1000 	対 2歳～幼稚園入園前の子どもと保護者 持 オムツ・飲み物 内 工作「手作りクリスマスツリー」他 ☆キビタンがやって来る!!
	平成27年 1月15日(木) 午前10時～ 11時30分		対 0～2歳の子どもと保護者 持 オムツ・ミルク・飲み物・バスタオル 内 ふれあい遊び・ベビーマッサージ
☆ワクワク ドキドキ☆ 楽しい広場	12月20日(土) 午前9時30分～ 11時30分	場 ばんげ保育所 問 ☎ 83-3202	対 町内在住の小学校入学前のお子さんです。 内 みんなで楽しいクリスマス会☆ ※事前申し込みが必要です。 ※飲み物は、各自持参してください。
公共施設休業の お知らせ	12月29日(月) ～平成27年 1月3日(土)	場 公共施設	年末年始は、公共施設が休業となります。
町新春交歓会に ご参加ください	平成27年 1月7日(水) 午後3時～ 受付:午後2時～	場 パストラルホール ばんげ 問 行政管理班 ☎ 84-1503	平成27年の新春交歓会に参加を希望される方は、会費を添えて申し込みください。 費 2,000円 期 12月19日(金)まで
司法書士・土地 家屋調査士による 相談会	平成27年 1月8日(木) 午前9時30分 ～正午	場 保健福祉センター 問 社会福祉協議会 ☎ 83-1368	財産、土地家屋問題などに関する困りごとの相談に応じます。
坂下初市 大俵引き	平成27年 1月14日(水)	場 役場前広場 問 (一社)会津坂下町 観光物産協会 ☎ 83-2111	<引き子募集> 申込みの際は、住所・氏名・生年月日・連絡先・足のサイズを報告ください。 期 12月26日(金)
行政相談会	平成27年 1月20日(火) 午前10時 ～午後1時	場 坂下コミュニティ センター 問 ☎ 83-0522	役場等への苦情や問題などの相談に応じます。

場=場所 問=問い合わせ 内=内容 対=対象者 持=持参品 費=費用 期=期日



医療費が高額になったときの 自己負担限度額が変わります



平成27年1月1日から、国民健康保険の方が、手術や入院などにより医療費が高額になったときの自己負担限度額が変更になります。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が平成26年12月31日となっていますので、引き続き必要となる方（平成27年1月1日以降も継続して入院や療養予定の方）は、**再度交付申請が必要**になります。

変更前（平成26年12月31日まで）

所得区分	適用区分	総所得金額	自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降
上位所得者	A	600万円超	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般 (上位所得以外の住民税課税世帯)	B	600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	C	世帯全員非課税	35,400円	24,600円

変更後（平成27年1月1日から）

所得区分	適用区分	総所得金額	自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降
上位所得者	ア	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般 (上位所得以外の住民税課税世帯)	ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	世帯全員非課税	35,400円	24,600円

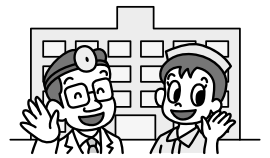
■70歳から74歳までの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方（適用区分が「低Ⅰ」「低Ⅱ」の方）は変更ありませんので、現在お持ちの認定証を引き続き利用できます。

【問い合わせ先 生活課 保険年金班（④番窓口） ☎84-1501】

戸籍の窓口

10/21~11/20届出分

12月の保健ガイド



健康管理センター ☎83-1000

12月11日(木)~1月12日(月)までの情報をお知らせします。

お誕生おめでとう

地区名	前 (保護者)
古坂下 五十嵐	あやね 音(佑次)
朝立 小島	そうた 太(恵太)
茶屋町 永山	みひな 雛(秀春)
和泉 小野	かん環 愛(勝彦)
村田 小林	とうま 馬(智和)
新町 遠藤	いおり 織(紀竜)

乳幼児健康診査

場所 健康管理センター
 持参品 母子健康手帳・乳幼児健康管理手帳
 受付時間 午後1時~1時20分

事業名	月日	対象者
4か月児	1月6日(火)	平成26年8月15日~9月14日生
2歳6か月児	12月16日(火)	平成24年6月・7月生
3歳6か月児	12月18日(木)	平成23年6月・7月生

ごめい福をお祈りします

御池田 渡部 良乃(78歳)
福原 佐瀬 タミ(94歳)
長井 永山 孝四(67歳)
宇内 佐藤 良一郎(66歳)
片門 赤城 スヂイ(92歳)
古坂下 加藤 正雄(85歳)
塔寺 木村 一男(91歳)
諏訪町 鈴木 昌直(85歳)
新町 小野 初枝(81歳)
三谷 佐藤 アイ子(80歳)
鉄砲町 猪俣 米子(98歳)
窪 荒明 ナミ(89歳)
沼越 笠間 トミ子(68歳)
沼越 甲斐 行子(91歳)
塔寺 齋藤 モトノ(87歳)
中政所 佐藤 光正(90歳)
新富町 小林 和一(86歳)
新町 鈴木 シゲ子(86歳)
青木 大竹 登(82歳)
新富町 小林 キイ(81歳)
新町 仙波 智恵子(82歳)
新町 佐藤 チヨ(94歳)
新館 佐藤 敏行(78歳)

むし歯予防フッ素塗布

場所 健康管理センター
 持参品 母子健康手帳・フッ素塗布受診券
 受付時間 午後1時~1時20分

事業名	月日	対象者
1歳	1月9日(金)	平成25年10月・11月生
2歳		平成24年12月・平成25年1月生
3歳		平成23年12月・平成24年1月生
4歳		平成23年2月・3月生

休日救急診療当番

※ 変更になる場合があります。

12月14日(日)	荒井医院	☎ 83-2224
12月21日(日)	遠山眼科医院	☎ 83-2011
1月2日(金)	坂下厚生総合病院	☎ 83-3511
1月12日(月)	菅原医院	☎ 83-2311

救急病院

坂下厚生総合病院 ☎ 83-3511

県医師会のホームページでも確認できます。
<http://www.e-sense.ne.jp/~ken-ishikai/>

【役場周辺】

月日	数値
11月1日	0.077
10月1日	0.077
9月1日	0.076
8月1日	0.082
7月1日	0.080

【学校等における測定結果 (11月12日)】

マイクロシーベルト/時

調査地点	数値	調査地点	数値
坂下中学校	0.090	坂下南幼稚園	0.135
坂下南小学校	0.122	坂下東幼稚園	0.102
坂下東小学校	0.102	ばんげ保育所	0.070
託児ルーム もみの木	0.077	えくぼ遊育園	0.107

▼問い合わせ先 総務課 危機管理班 ☎84-1527

※ 掲載を希望されない方は、「戸籍の届書」を提出する際に、戸籍の担当に申し出てください。

町の人口と世帯 (11月1日現在)

人口………16,438人(±0)
 男 …… 7,871人(+3)
 女 …… 8,567人(-3)
 世帯数……… 5,450戸(+10)

今月の納税【納期限12月29日(月)】

- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者保険料
- 住宅使用料
- 児童福祉負担金
- 上・下水道・農業集落排水使用料

【休日の水道修理当番】

12/14(日) 上下水道班 ☎84-1530

※12月21日以降については
 16ページを参照してください。

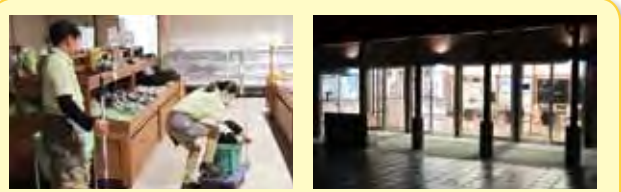
湯川村・
会津坂下町
共同企画

～道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」～

「人の駅・川の駅・道の駅」 拠点整備事業

道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」に1日密着

道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」も10月2日の開業から約2ヵ月が経過しました。連日多くのお客様でにぎわっており、既に複数回訪れていただいた方もいらっしゃるようです。その1日を紹介いたします。



午後8時 館内の後片付けが終わり、施設内の施錠を確認し、道の駅の一日が終わりました。なおトイレ・情報提供施設は24時間利用可能です。



午前7時30分 生産者から新鮮な農産物が運び込まれてきました。開店までの間、従業員の皆さんで品物の点検と陳列を行っていました。



午後7時 道の駅の営業時間が終了。最後のお客様をお見送りし、正面入り口を施錠。



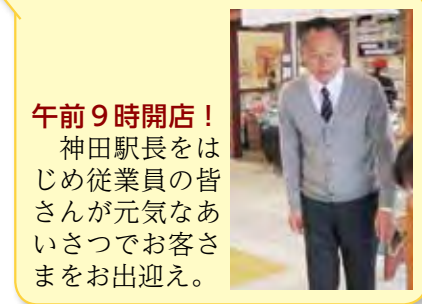
午前8時 農家レストランの厨房でも、ランチの準備が始まりました。



午後2時 商品がなくなったため、生産者の方が追加で農産物を搬入し補充しています。



午前11時 農家レストランも開店。地元農産物を使ったランチバイキングが人気です。



午前9時開店!
神田駅長をはじめ従業員の皆さんが元気なあいさつでお客様をお出迎え。

道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」
は年末年始も休まず営業しておりますので、ぜひご利用ください。
☎0241-27-8853

道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」にある便利な機能を紹介します



会津中央病院受付端末

- ▼受付時間：午前7時30分～午前11時30分
- ▼トイレ情報提供施設内に設置されており、病院の外來受付が可能です。



情報提供端末

- ▼利用時間：24時間（情報休憩施設内）（地域振興施設内は午前9時～午後7時）
- ▼国道4号、49号等の道路情報や両町村のHPが確認できます。

会津坂下町Facebook(フェイスブック)を情報発信中
<http://www.facebook.com/town.aizubange.fukushima>

